

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和7年10月1日
担当課	街づくり部 街づくり課

契約業者名・住所	(株) JR 東日本建築設計 東京都渋谷区代々木二丁目1番5号
工事等の名称	松戸駅西口駅前広場ペデストリアンデッキ改良工事監理業務委託
工事等の場所	松戸市本町24番地先
種別	建築：工事監理部門の建築
工事等期間	令和7年10月2日から令和9年8月31日まで
契約金額	51,480,000円
工事等の概要	松戸駅西口駅前広場ペデストリアンデッキ改良工事に係る工事監理業務 1式
随意契約の理由	<p>本業務は、松戸駅西口駅前広場ペデストリアンデッキ改良工事に係る工事監理業務を委託するものであり、当該整備工事については、松戸駅改良計画の具体化に向け、松戸市・JR 東日本・京成電鉄（旧 新京成電鉄）の3者間において、「松戸駅バリアフリー施設整備に伴う駅改良事業に関する覚書及び確認書」を取り交わし、JR 東日本が進める「松戸駅バリアフリー施設整備に伴う駅改良事業」と整合・調整等を図りつつ、同事業に係る松戸市が整備分担する、西口駅舎に隣接したエスカレーターや階段などの昇降施設設置に関することや、新ラチ外コンコースの歩行者動線上に位置する西口ペデストリアンデッキ改良等に関する整備の一環として行うものである。</p> <p>当該整備については、鉄道及び鉄道関連施設（特に地下特別高圧送電線）、並びにJR 東日本が進める駅改良事業（駅・新駅ビル建設）に隣接しているため、計画段階から施工に至るまでJR 東日本と相互に協力しなければならない施設整備があるなど密接に関連しており、鉄道・鉄道関連事業に豊富な専門的技術・実績・卓越した知識を有する技術者による工事監理が不可欠である。</p> <p>このため、現にJR 東日本駅改良事業の詳細設計を手掛け、かつ、松戸市が分担整備する施設の基本設計・実施設計及び両者の整備を前提とした適切な設計・施工計画について、株式会社 JR 東日本建築設計事務所に委託し成果を得ており、内容を熟知していることから、本業務を効率的かつ確実な履行が可能な株式会社 JR 東日本建築設計事務所と契約することが適当であると考えられる。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号により、株式会社 JR 東日本建築設計事務所と随意契約を結ぶものである。</p>